

## 北海道指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画（ニホンジカ）（素案）

（令和2年9月1日から令和3年7月31日まで）

令和2年●月●日策定

## 1 背景及び目的

平成17年7月に知床半島が世界自然遺産に登録されたことを受けて、北海道では平成19年より林野庁、環境省とともに「知床半島エゾシカ管理計画」を策定、1980年代初頭の植生を回復させることを当面の目標とし、高密度状態にあるエゾシカの個体数調整を含めた管理に取り組んでいる。現在、知床半島におけるエゾシカの個体数は全体的に減少傾向にあるが、知床岬地区など一部の遺産地域では依然として高密度状態が続いており、さらなる管理の推進が望まれる。また、個体数調整により低下させた生息密度を目標とする密度までさらに低下させ、維持させるためには、従来とは異なる捕獲手法の導入を検討する必要がある。

以上の状況を踏まえ、本計画では平成30年に新たに示された「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」（北海道）及び「ニホンジカ捕獲個体の放置に係るガイドライン」（森林総合研究所）の両ガイドラインに沿って、エゾシカの個体数調整をより効果的かつ効率的に実施するため、一部地域において夜間銃猟及び捕獲個体の放置を試行するとともに、その効果検証を行い、より適切な管理手法の確立を図る。

## 2 対象鳥獣の種類

ニホンジカ（エゾシカ）

## 3 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施期間

実施区域名	実施期間
幌別ー岩尾別地区 （斜里町）	令和2年9月1日～令和3年7月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和3年1月1日～令和3年6月30日（111日間程度）
ルサー相泊地区 （羅臼町）	令和2年9月1日～令和3年7月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和2年12月1日～令和3年6月30日（110日間程度）
知床岬地区 （斜里町・羅臼町）	令和2年9月1日～令和3年7月31日 （うち、捕獲作業を行う期間） 令和3年2月1日～令和3年6月30日（8日間程度）

4 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施区域

実施区域名	住所等	選定理由	他法令等
幌別ー岩尾別地区	斜里郡斜里町	本地区では平成 23 年度以降、継続的に個体数調整が行われており安全確保等、十分な知見を得られている。一方で、捕獲が日中に限られる等の課題があることから、日没後まで銃猟時間を延長して行うこと(夜間銃猟)がより効果的と考えられる。	「知床世界自然遺産地域管理計画」(北海道知床世界自然遺産条例)、「知床半島エゾシカ管理計画」(鳥獣保護管理法)、「知床国立公園知床生態系維持回復事業計画」(自然公園法)の各計画対象地域
ルサー相泊地区	目梨郡羅臼町	本地区では平成 24 年度以降、流し猟式シャープシューティングが行われており安全確保等、十分な知見を得られている。一方で、捕獲が日中に限られる等の課題があることから、日没後まで銃猟時間を延長して行うこと(夜間銃猟)がより効果的と考えられる。	
知床岬地区	斜里郡斜里町 目梨郡羅臼町	本地区では、早急に管理を実施する必要のある地域(特定管理地区)として、主に銃を用いた捕獲による個体数調整を 10 年以上にわたり行われている。一方で、捕獲個体は船舶等による輸送が必要であり、回収に係る作業負担が大きく、多額の費用を要する等の課題があることから、捕獲した個体の放置による管理手法の効率化が見込まれている。	

5 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

実施区域名	指定管理鳥獣捕獲等事業の目標
幌別ー岩尾別地区 ルサー相泊地区 知床岬地区	ニホンジカ 200 頭

## 6 指定管理鳥獣捕獲等事業の内容

### (1) 捕獲等の方法

#### ① 使用する猟法と規模

実施区域	使用する猟法	捕獲等の規模
幌別ー岩尾別地区	銃猟（夜間銃猟を含む誘引捕獲を想定）及びわな猟（くくりわな及び囲いわなを想定）。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。	銃猟 21 日程度 くくりわな 20 基程度／囲いわな 1 基程度
ルサー相泊地区	銃猟（夜間銃猟を含む誘引捕獲を想定）及びわな猟（くくりわなを想定）。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。	銃猟 20 日程度 わな 20 基程度
知床岬地区	銃猟及びわな猟（くくりわな及び囲いわなを想定）。なお、具体的には受託者との調整の上で決定する。	銃猟 8 日程度 くくりわな 60 基程度／囲いわな 1 基程度

#### ② 作業手順

##### 【事前調査の実施】

生息状況の確認及び給餌への誘引状況を確認する。

##### 【関係者との調整】

関係機関（振興局、自治体、道路管理者、警察等）との協議や利害関係者との合意形成を図るとともに、捕獲に必要な各種手続きを行う。

##### 【捕獲等の実施】

本計画及び「北海道におけるエゾシカ夜間銃猟実施に関する指針」に基づき、認定鳥獣捕獲等事業者に事業を委託し、捕獲等を実施する。

##### 【安全管理】

受託者が策定する安全管理規定の遵守について適切に監督するとともに、関係機関等との連絡体制の構築及び地域住民等への周知を図りながら、安全管理の徹底に努める。

##### 【捕獲等をした個体の回収・処分方法】

幌別ー岩尾別地区及びルサー相泊地区において捕獲をした個体は、原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。

知床岬地区において捕獲をした個体は、原則「ニホンジカ捕獲個体の放置に係るガイドライン」（以下、ガイドラインという）に沿って、地域の生態系及び人への影響を十分配慮した上で放置を行うものとし、状況に応じて捕獲個体の適切な処分も検討する。

##### 【捕獲情報の収集・評価】

受託者から、捕獲日時、捕獲数（雌雄別）、捕獲場所や目撃数の他、捕獲作業時間等の情報を収集し、専門家等の意見を踏まえ、事業の評価を行う。

(2) 夜間銃猟に関する事項

① 夜間銃猟をする必要性

幌別―岩尾別地区においては平成 23 年度以降、積雪が増す時期に海岸付近に集中するエゾシカ群の個体数調整を実施しており、平成 29 年度より同地区岩尾別台地上の森林内においてハイシートを用いた待ち伏せ狙撃等が行われている。また、ルサー相泊地区においては平成 24 年度以降、12～4 月にかけて海岸沿線の斜面に集中するエゾシカの群を効果的に捕獲する手法として、流し猟式シャープシューティングが行われている。

両地区ともに、エゾシカの集中する期間が限られており、その期間において計画に基づく捕獲目標頭数を達成しなくてはならず、また、これまでの捕獲事業の進展に伴い捕獲効率の低下等の課題も生じている。

これらを踏まえ、さらに効果的かつ効率的な捕獲を進め、エゾシカの適切な個体数管理に資するために、通常日没までとされている銃猟可能時間を、エゾシカの出没頻度が高まる日没後まで延長する必要がある。

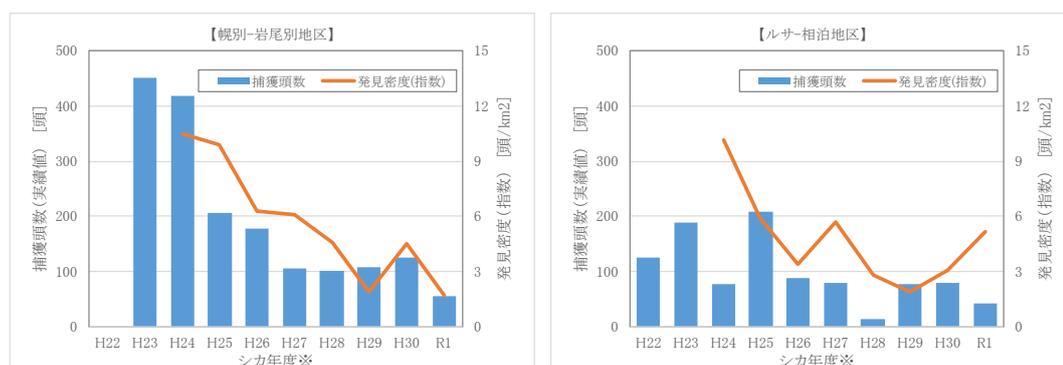


図 6(2). 各地区におけるエゾシカ捕獲状況と航空カウント調査結果の推移(直近 10 年間)  
※シカ年度は 6 月から翌年 5 月までの期間をいう。

表 6(2). 岩尾別台地上における夜間銃猟による捕獲機会(見込数)及び最大確認頭数

捕獲作業	作業時間	予定地点①		予定地点②	
		捕獲機会	確認頭数	捕獲機会	確認頭数
～日没まで	3 時間	1 回	3 頭	1 回	2 頭
～日没後 1h 延長	4 時間	4 回	10 頭	3 回	6 頭

※現地自動撮影カメラ調査結果(令和 2 年 2 月 20 日～3 月 18 日)より

\* 捕獲 6 回あたりで見込み数を算出

② 銃猟可能時間の延長の内容

実施区域	実施時期及び時間	実施方法	実施者
幌別ー岩尾別地区(岩尾別台地上を想定)	1月～4月頃 銃猟可能時間を日没後原則として1時間まで延長し、実施する	銃猟による誘引狙撃 (森林内において利用者の立入を制限するよう地権者と調整し、安全を確保した上で、ハイシートを用いてバックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを狙撃する)	夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する
ルサー相泊地区(道道87号知床国立公園羅臼線沿線を想定)	3月～4月頃 銃猟可能時間を日没後原則として1時間まで延長し、実施する	銃猟による誘引狙撃 (道路を通行止めにし住民等の安全を確保した上で、車両により移動し、バックストップが確保された場所において、餌付けにより誘引したシカを狙撃する)	夜間銃猟に係る認定基準を満たす認定鳥獣捕獲等事業者に委託する

③ 安全管理体制、住民の安全管理及び生活環境への配慮事項等

- ・ 事前に、実施区域に係る周辺住民、道路管理者、警察等の関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように安全対策を行う。
- ・ 捕獲した個体は速やかに原則全頭回収し、食肉及びペットフード等の有効活用を最大限図るものとし、それ以外の個体は適切に処分する。
- ・ 実施に当たっては、安全管理のため適切に人員を配置し、平時及び事故発生時の連携体制を構築する。
- ・ 周辺住民及び来訪者の安全管理のため、事前周知を確実にし、実施時には立入制限を行うよう調整する。

(3) エゾシカ捕獲個体の放置に関する事項

① エゾシカ捕獲個体の放置をする必要性

知床岬地区は特定管理地区として、主に銃を用いた捕獲による個体数調整を10年以上にわたり実施してきた。一方で、捕獲個体の回収にあたっては船舶等による輸送が必要であり、回収に係る作業負担が大きく、多額の費用を要する等の課題がある。これらを踏まえ、ガイドラインに沿った適正な捕獲個体の放置による、管理手法の効率化を図る必要があるため。

② エゾシカ捕獲個体の放置の内容

実施区域	実施日時・時間	捕獲等の方法	放置数
知床岬地区	2月～3月及び5月～6月頃 銃猟においては、日出から日没までとする	銃猟(非鉛弾を使用)及びわな猟(くくりわな及び囲いわなを想定)	20頭(見込み)

③ 生態系、住民の安全、生活環境及び地域の産業への配慮事項等

- ・ 放置したエゾシカを捕食する他の動物(ヒグマ等)を誘引することで、生態系及び地域主産業(林業及び水産業等)、人命の安全等に影響を及ぼすおそれがある場合は放置を中止する。
- ・ 事前に、実施区域に係る森林管理署、港湾施設管理者等の関係者と十分に調整を行い、事故が起きないように安全対策を行う。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施体制

○実施主体：環境省

- ・ 実施方法：委託
- ・ 委託の範囲：指定管理鳥獣の捕獲
- ・ 委託先：夜間銃猟による認定を受けた認定鳥獣捕獲等事業者
- ・ 結果の評価等

受託者が収集した情報について、専門家を含めた検討会議において評価するとともに、夜間銃猟及び捕獲個体の放置による効果等の検証を行う。

## 8 住民の安全を確保し、又は指定区域の静音を保持するために必要な事項

### (1) 住民の安全の確保のために必要な事項

- ・ 夜間銃猟実施にあたり、チラシ等の配布や立ち入り禁止等の看板の設置、防災無線等を適宜活用し、周辺住民や来訪者への事前周知を図る。
- ・ 夜間銃猟実施当日において、保安要員の配置などによる注意喚起を行い、安全管理に十分に配慮する。

### (2) 指定区域の静音の保持に必要な事項

- ・ 夜間銃猟は日没後 1 時間までとしており、深夜の発砲は行わない他、発砲回数を最小限にする等、静音の保持に配慮する。

## 9 その他指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するために必要な事項

### (1) 事業において遵守しなければならない事項

- ・ 捕獲実施場所における道路管理者及び警察等に対し事前に説明を行うとともに、道路占有協議や道路使用許可申請等の必要な手続きを行う。
- ・ 鳥獣保護管理法に基づく捕獲許可申請のほか、国有林への入林届など、法令による規制がある区域では必要な手続きを事前に行う。

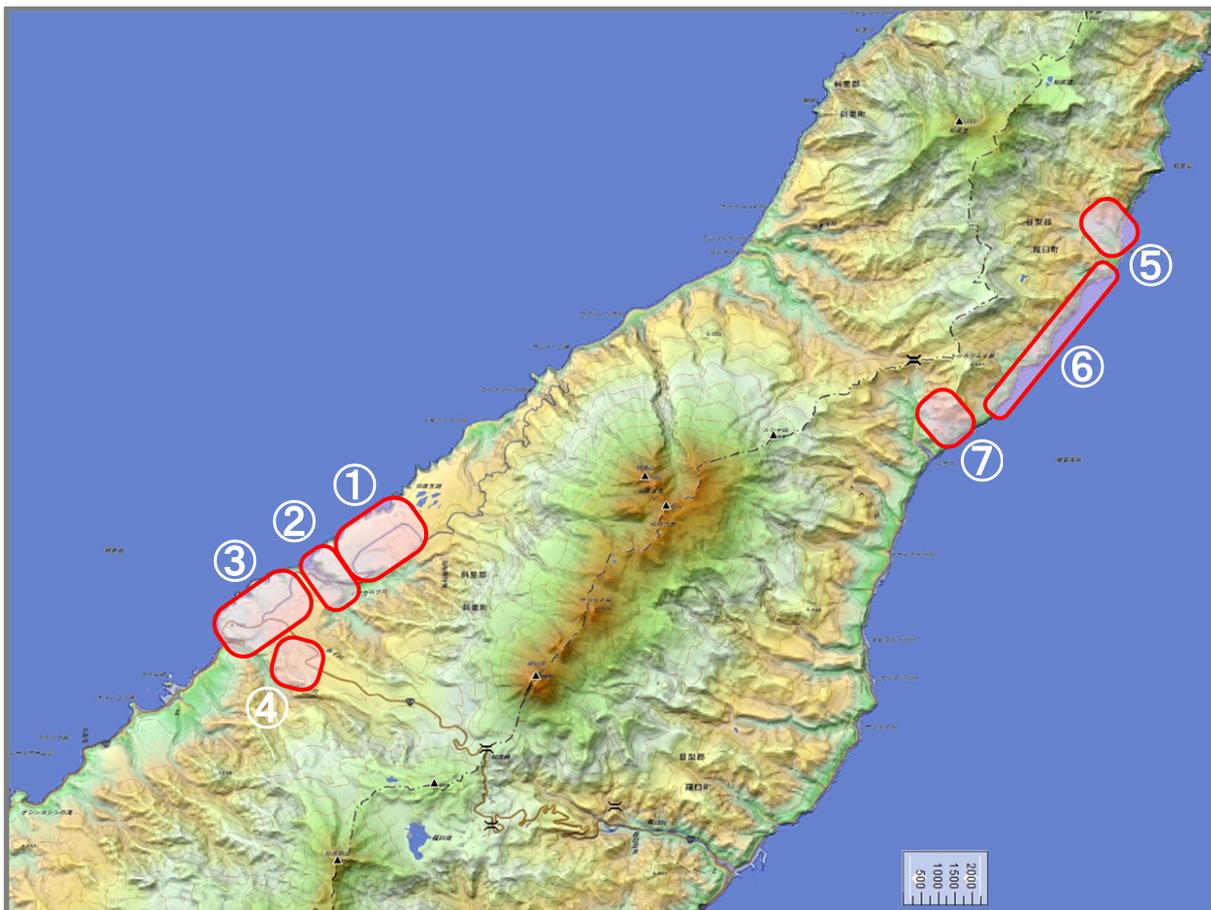
### (2) 事業において配慮すべき事項

- ・ 捕獲された個体は、食肉やペットフード等できる限り有効活用に努め、困難な場合は、適正に処理する。

### (3) 地域社会への配慮

- ・ 関係機関とは事前に必要に応じ捕獲実施日を調整するなど配慮するとともに、事業実施の事前周知及び実施当日の注意喚起など、事故防止対策を徹底する。

指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画 位置図



地区	実施地区	使用する猟法
幌別-岩尾別	①岩尾別ゲート～知床五湖	銃猟及びわな猟
	②岩尾別橋～岩尾別川河口及び岩尾別台地上	銃猟(夜間含む)
	③幌別	わな猟
	④しれとこ 100 平米運動地	銃猟
ルサ・相泊	⑤崩浜南部	銃猟及びわな猟
	⑥道道 87 号起点～7km ポスト周辺	銃猟(夜間含む)及びわな猟
	⑦ルサ川河口周辺	わな猟
知床岬	知床岬先端部	銃猟及びわな猟

図 1. 知床半島実施地区位置図

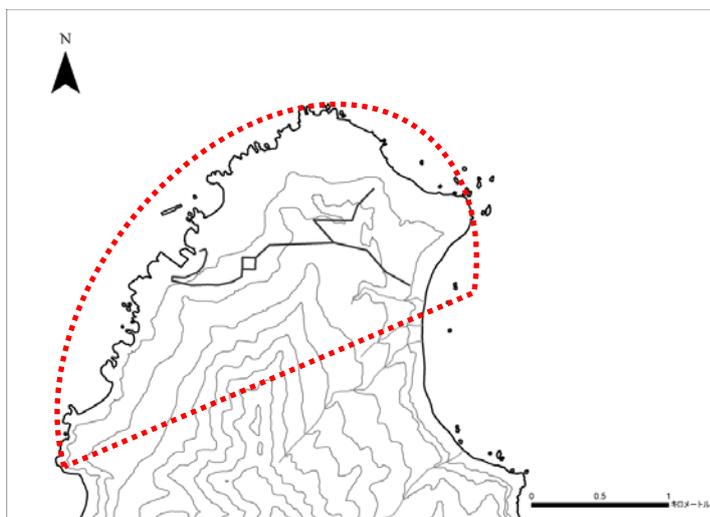


図 2. 捕獲個体の放置 実施区域 (知床岬地区)

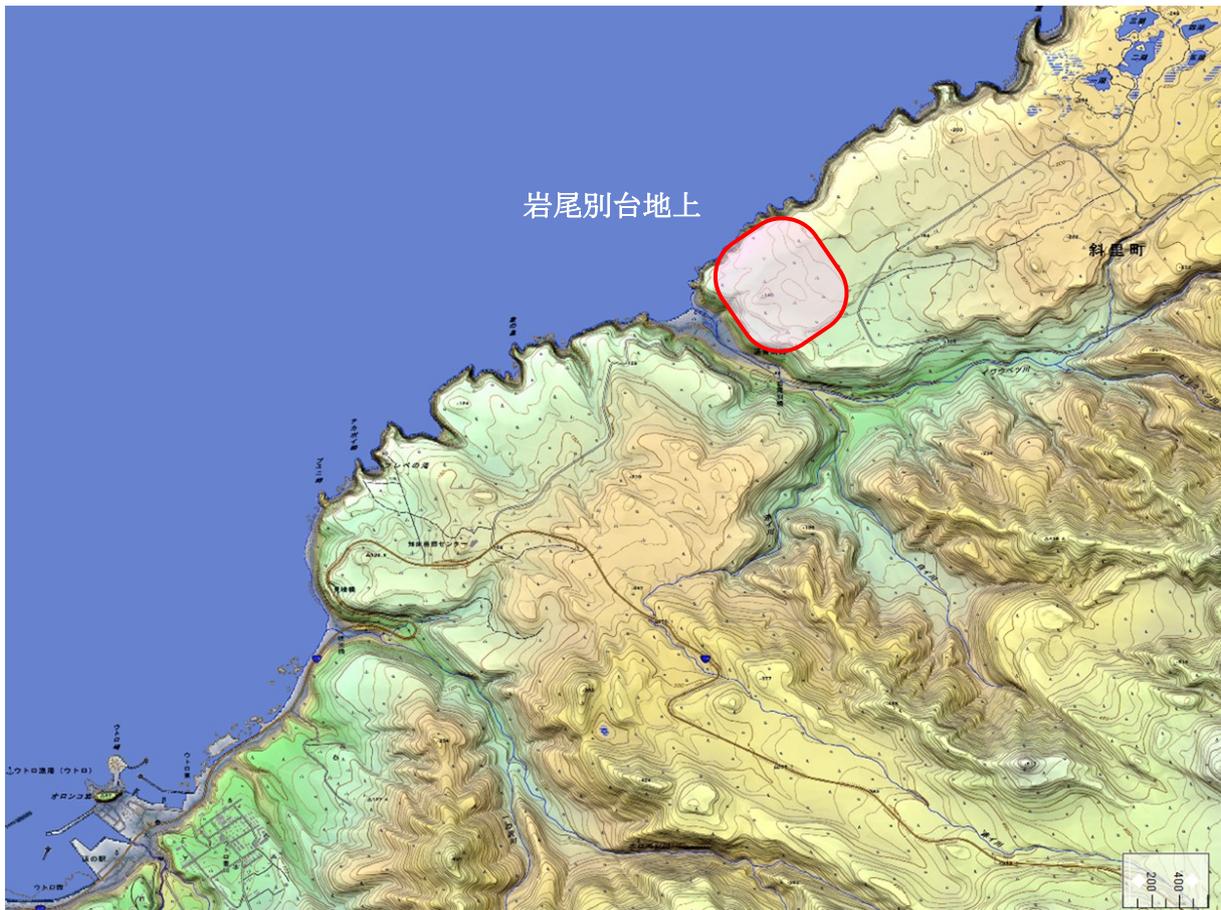


図 3. 夜間銃猟 実施区域①（幌別－岩尾別地区）



図 4. 夜間銃猟 実施区域②（ルサー相泊地区）

令和2年度 指定管理鳥獣捕獲等事業スケジュール（案）

担当		内容	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7		
北海道事業	本庁	候補地選定																		
	振興局	実施計画案作成																		
	振興局	事前調整	利害関係人の意見聴取																法第7条(5)	
	振興局	事前調整	市町村協議																法第7条(7)	
	本庁	実施計画策定	公表・報告																法第14条の2(1)、法第4条(5)環境大臣に報告	
	振興局	積算・発注準備																		
	振興局	起工・公告																		
	振興局	入札・契約締結																		
	振興局	従事者証交付																		法第9条(8)
	振興局	調整会議																		
	振興局	事前調査																		
	振興局	捕獲実施																		
	振興局	捕獲等の結果報告																		
	本庁	報告書作成・完了報告																		法第14条の2(3)実施期間満了後30日以内
国事業	国	実施計画案作成																		
	道	事前調整	利害関係人の意見聴取																法第7条(5)	
	道	事前調整	環境大臣協議																法第7条(6)国指定鳥獣保護区があるとき	
	道	事前調整	市町村協議																法第7条(7)	
	道	実施計画決定	公表・報告																	
	国	適合確認																	法第14条の2(5)知事の確認	
	国	積算・発注準備																		
	国	起工・公告																	R3 春期	
	国	入札・契約締結																		
	国	従事者証交付																		法第9条(8)
	道？	事前調整（夜間銃猟）	公安委員会協議																	
	国	作業計画作成（夜間銃猟）																		
	国	調整会議	知床WG																	
	国	事前調査																		自動撮影カメラ、ライセンス
	国	道路管理者許可申請（夜間銃猟）	道路の封鎖を伴う場合																	
	国	捕獲実施																		R3 春期
	国	捕獲実施（夜間銃猟）																		幌別－岩尾別、ルサー相泊
	国	放置試験																		知床岬、5月頃まで
国	捕獲等の結果通知																		法第14条の2(6)実施期間満了後20日以内	
道	報告書作成・完了報告																		法第14条の2(3)実施期間満了後30日以内	